

眉山におけるキッチンカー出店事業者等の募集の継続について（実証実験）

公園緑地課では、令和7年4月1日から令和8年6月30日までの期間、眉山活性化に向けた「眉山未来プロジェクト」の一環として、眉山にキッチンカーを出店する実証実験を実施していましたが、令和8年7月1日以降も引き続き事業者の募集を継続します。なお、実証実験は試験的な試みのため、公園使用における利用ルールを一部緩和していますので、そのため、募集内容については、必要に応じて見直す場合があります。

1 募集内容

次の公園へのキッチンカー、または移動販売車の出店を募集します。

対 象 公 園	眉山公園、西部公園
募 集 期 間	令和8年7月1日（水）から令和8年9月30日（水） （1日単位で出店可能） ※他のイベントが開催される場合は、出店できません。
募 集 エ リ ア	出店場所は、別紙（募集位置図）をご確認ください。 ※募集エリア以外での出店を希望される場合は別途ご相談ください。

2 公園利用ルールの一部緩和

実証実験の実施に伴い、上記の対象公園、募集期間に限り、通常の公園利用ルールを一部緩和し、下記のルールを適用します。

これまでのルール	新ルール（実証実験）
■物販	
×	○
原則、物販のみのイベントの開催は認めない。	物販（キッチンカー等）のみによる公園使用を認める。 物販の内容は事前に報告を必要とする。
■公園使用料の減免	
×	○
事業者による物販がある場合それに係る部分については、原則減免しない。	物販に係る部分についても、減免の対象とする。

その他に関しては、公園緑地課の公園使用許可運用ルールを元に判断します。

3 応募者の資格要件

応募者の資格は次に掲げる資格を満たす個人事業主、または法人であること。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4)市・県民税に滞納がないこと。
- (5)食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。徳島県内の許可）を有するもの。なお、食品衛生法の改正（令和3年6月1日以降）により、要許可業種と届出が不要な業種以外の営業者は、保健所に届出を行うこと。
- (6)移動販売車は出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない。ただし、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能である（使用者および名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす）。
- (7)その他、営業に必要な許可や資格を有するもの。

4 販売品目

- (1)自動車関係の営業（調理営業・販売業）で保健所より許可を得ている飲食物。
- (2)原則、アルコール類の販売は禁止します。

5 出店条件等について

- (1)出店後の売上人数等の報告、公園緑地課の聞き取りに協力すること。
- (2)利用客に向けたアンケート用紙等の設置・声かけに協力すること。
- (3)あらかじめ出店内容等については公園緑地課に説明すること。
- (4)取り扱う販売品目(飲食物)について申請書に記載または添付すること。
- (5)ゴミ箱の設置、撤去を行い、出店後は現状回復(ごみの清掃等)すること。
- (6)原則、利用日毎の設置及び撤去をすること。
- (7)雨天等、なんらかの理由で公園管理者が出店困難と判断した場合、出店の中止、キッチンカーの退去をお願いすることがあるので、その場合はすみやかに指示に従うこと。また、申請者が出店を中止する際は、すみやかに電話またはメールで連絡すること。
- (8)水道の利用は許可しないため、出店者が用意すること。
- (9)出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
- (10)公園利用者や近隣住民に影響を与える行為(園内を歩きながらのチラシ配布(移動販売車に置くことは可)、拡声器等を使用した呼び込み、BGMの使用(車内で従業員が聞く程度は可))などは禁止する。
- (11)油等、公園内を汚損する可能性がある場合は、ブルーシート等を敷く等の対策をとること。万一公園内を汚損させた場合は、市に報告の上、現状復旧すること。
- (12)万一何らかのトラブルが発生した場合は、事業者の責任において対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を市に報告すること。
- (13)申請に虚偽があった場合や出店条件等を守らない場合、出店許可を取り消すことができる。

6 申し込みについて

申込者	申し込み締切日
初めての出店者	出店日から土日祝日を除く5日前
2回目以降の出店者及び 徳島県キッチンカー協会会員	出店日から土日祝日を除く3日前

申し込みは先着順になり、原則、平日、土日祝日1事業者まで、イベント時は要相談となります。

また、イベント時は出店できない場合がございます。

申し込み締切日を過ぎた場合でも、希望日に空きがある場合は、申し込み可能です。

7 提出書類

- (1)公園使用許可申請書（実証実験用）
- (2)火気使用許可申請書（火気の使用がある場合のみ提出）
- (3)自動車による食品営業に係る営業許可書の写し（市内の保健所が発行した出店する事業者名義のもの）
- (4)車検証の写し（レンタル車不可）
- (5)参考資料（会社案内や販売品のチラシ等）【提出は任意】

※2回目以降の出店申し込みの際、(3)から(5)の書類の提出は不要となります。

※徳島県キッチンカー協会に所属する事業者の方は上記の申請の必要はありません。

8 応募方法

持参、郵送、メール、FAX のいずれかの方法で、申し込み締切日までに上記提出書類を提出してください。

【住 所】〒770－8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地(本館4階)

徳島市都市建設部 公園緑地課 管理担当

【電子メールアドレス】koen_ryokuchi@city-tokushima.i-tokushima.jp

【F A X】088－621－5273

【電話番号】088－621－5295

応募状況などご不明な点は上記連絡先までご相談ください。